

(8) 整形外科の処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
(9) 栄養処置のうち次に掲げるもの
イ 鼻腔栄養
ロ 滋養洗腸

(10) (1)から(9)までに掲げる処置に最も近似するものとして健康保険の算定方法により点数の算定される特殊な処置
四 厚生大臣が定める手術

イ 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）

ロ 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）

ハ デブリードマン（手若しくは指又は足若しくは指の範囲のものに限る。）

ニ 爪甲除去術

ホ 粟疽手術

ヘ 麦粒腫切開術

ト 外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）

チ 咽頭異物摘出術

リ 顎関節脱臼非観血的整復術

ヌ 血管露出術

ル イからヌまでに掲げる手術に最も近似するものとして健康保険の算定方法により点数の算定される特殊な手術

五 厚生大臣が定める麻酔

イ 静脈麻酔
ロ 硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

ハ 上記に掲げる麻酔に最も近似するものとして健康保険の算定方法により点数の算定される特殊な麻酔
○厚生省告示第八十号
老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）に基づき、厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、厚生大臣の定める入院患者数の基準及び入院環境料等の算定方法並びに厚生大臣の定める医師等の員数の基準及び看護料等の算定方法（平成六年三月厚生省告示第六十号）、厚生大臣の定める入院患者数の基準並びに老人入院環境料、老人看護料、老人入院時医学管理料、老人療養型病床群入院医療管理料、老人病棟入院医療管理料、老人病棟特例入院医療管理料、老人性痴呆疾患治療病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料の算定方法（平成六年三月厚生省告示第七十六号）、厚生大臣の定める医師の員数並びに看護婦及び看護補助者又は看護補助者の員数の基準並びに老人看護料及び老人入院時医学管理料の算定方法（平成六年三月厚生省告示第七十九号）及び厚生大臣が定める地域（平成九年三月厚生省告示第四十二号）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

厚生大臣 丹羽 雄哉
平成十二年三月十七日

一 厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法
保険医療機関の月平均の入院患者数が別表第一の上欄に掲げる基準に該当する場合における老人入院基本料並びに老人一般病棟入院医療管理料、老人性痴呆疾患治療病棟入院料及び老人性痴呆疾患療養病棟入院料については、当該老人入院基本料等の所定点数から、同表の下欄に掲げる基準により算定した額を控除した額とする。

二 厚生大臣の定める医師等の員数の基準及び老人入院基本料の算定方法
病院である保険医療機関の医師又は歯科医師の員数が別表第二の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合又は看護婦及び看護補助者若しくは看護の補助を行う者（以下「看護補助者」という。）の員数が別表第三の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（医師又は歯科医師の員数が別表第四の上欄に掲げる基準に該当し、かつ、看護婦及び看護補助者又は看護補助者の員数が同表の下欄に掲げる

基準に該当する場合を除く。）における老人入院基本料については、当該老人入院基本料の所定点数から、それぞれ該当する別表第二又は別表第三の下欄に掲げる基準により算定した額を合算した額を控除した額とする。

別表第一
厚生大臣の定める入院患者数の基準

一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（以下「病院」という。）にあつては、同法の規定に基づき許可を受けた若しくは届出をし、又は承認を受けた病床数に百分の百五を乗じて得た数以上
二 医療法第一条の五第二項に規定する収容施設を有する診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受けた若しくは届出をし、又は通知をした病床数に三を加えて得た数以上

別表第二
厚生大臣の定める老人入院基本料の基準

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（別表第一又は別表第二）に規定する費用の六（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは歯科医師又は看護婦及び看護補助者若しくは看護補助者の計）を都道府県知事に届け出たもの）に算定する費用の額の算定に関する基準の例による算定した額

同令第十九条第一項第一号又は第十九条の二第一項第一号に定める医師の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあつては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によつて認められた医師の員数）に百分の五十を乗じて得た数を超え百分の六十を乗じて得た数以下

同令第十九条第一項第一号又は第十九条の二第一項第一号に定める医師の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあつては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によつて認められた医師の員数）に百分の五十を乗じて得た数以下

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（別表第一又は別表第二）に規定する費用の六（別表第五に定める地域に所在する保険医療機関（医師若しくは看護婦及び看護補助者若しくは看護補助者の計）を都道府県知事に届け出たもの）に算定する費用の額の算定に関する基準の例による算定した額

